

海老名市教育委員会

(令和7年 5月 定例会議事日程)

日時 令和7年5月28日(水)

午後3時30分から

場所 えびなこどもセンター 3階 301会議室

【教育長報告】

【報告事項】

- 日程第 1 報告第 1 2 号 令和7年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算(第2号)のうち教育に関する部分に係る意見の申出について
- 日程第 2 報告第 1 3 号 物品の取得に関する意見の申出について

【審議事項】

- 日程第 3 議案第 1 3 号 海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について
- 日程第 4 議案第 1 4 号 海老名市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
- 日程第 5 議案第 1 5 号 海老名市文化財保護審議会への諮問について
- 日程第 6 議案第 1 6 号 令和7年度海老名市教育委員会非常勤特別職(海老名市文化財保護審議会委員)の委嘱について
- 日程第 7 議案第 1 7 号 令和7年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について
- 日程第 8 議案第 1 8 号 海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

【審議事項(非公開予定)】

- 日程第 9 議案第 1 9 号 個人情報開示請求の審査請求に対する個人情報保護審査会への諮問について



海老名市教育委員会

令和7年度 5月 定例会

【教育長報告】

1 主な事業報告

令和7年度

- | | |
|----------|---|
| 4月18日（金） | 教育委員会4月定例会
教育課題研究会 |
| 19日（土） | 少年消防クラブ入会式
新単P会長予定者会 |
| 20日（日） | 総合教育会議 |
| 22日（火） | 最高経営会議
自治体DX推進本部会議
えびなSDGs推進本部会議
子育て支援チーム会議
拠点校指導員連絡会
図書館教育担当者会 |
| 23日（水） | 4月校長会議（2回目）
海老名市はやし保存連絡協議会総会
海老名市文化芸術協会総会
民生委員児童委員研修会講話
自閉症児・者親の会総会 |
| 24日（木） | 市長定例記者会見
おはなしたまてばこ総会
県央教育事務所管内教育長会議 |
| 25日（金） | 海老名市議会臨時会
県教育委員会訪問（県教育長面会）
教育委員会歓送迎会 |
| 27日（日） | 手をつなぐ育成会総会 |



28日(月) 国際教育担当者会
29日(火) 肢体不自由児者と父母の会総会
30日(水) 県教委市町村教育長会議
学校用務員会議

5月 1日(木) 教育委員会辞令交付式
子育て支援チーム会議
藤沢市議会議員行政視察(フルインクルーシブ教育)
県央教育事務所長来館
外国語教育推進協議会
2日(金) 幼保小中合同引き渡し訓練
4日(日) 緑化フェスティバル
海老名高校野球体験会
7日(水) えびなっこしあわせプラン推進委員会
8日(木) 関東地区都市教育長協議会総会及び分科会
5月校長会議(文書対応)
9日(金) 関東地区都市教育長協議会総会及び分科会
防災安全教育担当者会(オンライン)
10日(土) フルインクルーシブ教育に係る高校生面会
単P会長会
11日(日) 湘北教職員組合定期大会
12日(月) 県・市フルインクルーシブ教育推進会議
沖原先生叙勲伝達式(担当対応)
13日(火) 校長グループオンラインミーティング
14日(水) 全国都市教育長協議会定期総会・研究大会
サル出没対応職員巡視
15日(木) 全国都市教育長協議会定期総会・研究大会
5月教頭会議(文書対応)
16日(金) 全国都市教育長協議会定期総会・研究大会
17日(土) 海老名中学校区青健連総会
平和音楽祭 from 海老名



- 18日(日) 平和音楽祭 from 海老名
- 20日(火) 子育て支援チーム会議
最高経営会議
社会を明るくする運動推進委員会
バスケットボール寄贈式
- 21日(水) WE21定期総会
和座海綾租税教育推進協議会定期総会
- 22日(木) 校長連絡会
大櫛ボランティア清掃(櫛ロータリークラブ)
教育支援センター運営協議会
- 23日(金) 県都市教育長協議会総会
不登校支援団体連絡会・協議会
- 26日(月) よりよい授業づくり学校訪問(門沢橋小)
- 27日(火) 市長定例記者会見
市主催研修「えびな地域講座」
部活動推進協議会
- 28日(水) 教育委員会5月定例会
教育課題研究会
東京都北区教育委員会訪問



2 「みんなの声を聞いて」

私は、私たちは、教育長、教育委員として、海老名市の教育、教育行政を進めなければなりません。

そのためには、こどもたち、保護者、教職員、地域の方々、教育関係団体の方々、市行政に携わるの方々、市民のみなさんなど。みんなの声を聞いて、教育委員会としての判断・決定をしなければなりません。

ただ、それぞれの立場で、それぞれの視点で、教育への思いや考えがあり、その意見は、さまざまです。

また、同じ保護者、同じ教職員、同じ市民の方々でも、ひとりひとり、違います。

ある意味、それだからこそ、みんなの声を聞かなければならないということになります。

しかしながら、実は、私は、職責として、多くの時間を費やして、海老名市の今と将来の教育について、それを具現化するための教育施策について、懸命に、思い・考えています。

そして、ありがたいことに、私の意を汲んで、施策を実践する職員のみなさんがいます。

だからこそ、独りよがりにならないように、自己中心的にならないように、方向を間違えないように、教育委員さん方はもちろん、教育部の職員も含めて、「みんなの声を聞いて」職務を遂行しなければならないと、肝に銘じているところです。

また、現在、取組を進めているフルインクルーシブ教育のような新たな大きな取組にあたっては、多くの人がある取組に主体的にかかわることが求められるところであり、そのためには、「対話の場」として、多くの人の思いや考えを聞いて、話し合っ、みんなで作り上げるという姿勢が大切だと考えるところです。

海老名市教育委員会としては、今年度も「みんなの声を聞いて」、海老名市の教育に、教育施策に取り組んでいきたいと考えるものです。

そして、私たちのそんな姿を、こどもたちに見せることもひとつの使命なのではないかと考えるところです。

教育委員のみなさん、あらためて、今年度も、5人で大いに話し合っ、海老名市の教育行政を進めていきましょう。

よろしくお願いします。



報告第 12 号

令和7年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第2号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

令和7年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第2号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し申出したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月28日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

令和7年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第2号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出を臨時代理して行ったため

令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められ、異論なしとして申出を行ったため、報告する。

2 教育長の臨時代理

令和 7 年第 2 回海老名市議会定例会に 5 月 30 日に上程する補正予算案について、5 月 16 日付けで市長から意見を求められたが、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出を行った。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）のうち教育に関する部分

4 海老名市長からの意見照会文

別紙のとおり

5 スケジュール

令和 7 年 5 月 16 日	意見照会
同月 22 日	意見申出書を提出
同月 30 日	令和 7 年第 2 回海老名市議会定例会 上程予定

6 根拠法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和7年度 海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第2号）【教育委員会所管部分】

1 歳入歳出予算補正
(1) 歳入

(単位：千円)

款・項・目・節・細節	所管課	補正前額	補正額	補正後額	説明
15 県支出金					
2 県補助金					
7 教育費県補助金					
1 教育総務費補助金					
4 フリースクール等利用児童・生徒支援事業費	教育支援課	0	1,500	1,500	令和7年4月に「神奈川県フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助金」が創設されたため
5 市町村立学校働き方改革加速化補助金	就学支援課	0	4,137	4,137	令和7年4月に「市町村立学校働き方改革加速化補助金」が創設されたため

(2) 歳出

(単位：千円)

款・項・目・細目・細々目	所管課	補正前額	補正額	補正後額	説明
10 教育費					
1 教育総務費					
2 事務局費					
5 教育指導充実事業費					
13 教育指導体制確保事業費	就学支援課	2,123	4,227	6,350	現在対応中の案件に想定以上の経費を要しており、今後の対応に更なる経費が見込まれるため



海文発第3号

令和7年5月16日

海老名市教育委員会 殿

海老名市長 内 野



令和7年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第2号）に関し
意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和7年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第2号）のうち教育に関する部分について、貴教育委員会の意見を求める。

事務担当 文書法制課 高橋 内線5262

海教総収第 113 号
令和 7 年 5 月 22 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）に関する
意見の申出について

このことについて、令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）
のうち教育に関する部分について、異論はありません。

事務担当 教育総務課 檀上 内線 84610

報告第 13 号

物品の取得に関する意見の申出について

物品の取得に関する意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し申出したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月28日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

1件20,000,000円以上の教育財産の取得に係る意見の申出を臨時代理して行ったため

物品の取得に関する意見の申出について

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められ、異論なしとして申出を行ったため、報告する。

2 教育長の臨時代理

令和7年第2回海老名市議会定例会に5月30日に上程する物品の取得について、5月16日付けで市長から意見を求められたが、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出を行った。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

物品の取得について（令和7年度教育用タブレット端末等購入）

4 海老名市長からの文書

別紙のとおり

5 スケジュール

令和7年5月20日 仮契約締結

同月30日 令和7年第2回海老名市議会定例会 上程予定
議決後、本契約締結

同年9月30日 納入期限

6 根拠法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。



海文発第2号

令和7年5月16日

海老名市教育委員会 殿

海老名市長 内 野 優



物品の取得に関し意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、別添、物品の取得に関し、貴教育委員会の意見を求める。

事務担当 文書法制課 高橋 内線5262

議案第 50 号

物品の取得について（令和 7 年度教育用タブレット端末等）

令和 7 年度教育用タブレット端末等の取得について、下記のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 13 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 30 日提出

海老名市長 内 野 優

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和 7 年度教育用タブレット端末等購入 |
| 2 | 物品名及び数量 | 教育用タブレット端末等 3, 777 セット |
| 3 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 | 契約金額 | 一金 176, 574, 750 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 神奈川県厚木市中町二丁目 6 番 24 号三成ほていやビル
株式会社有隣堂 厚木営業所
所長 石井 義孝 |

提案理由

議会の議決を得た上、財産を取得したいため

参考資料

令和7年度教育用タブレット端末等購入概要

1 契約の相手方について

国のGIGAスクール構想における「児童生徒1人1台端末」の更新については、都道府県の共同調達により行うことが推奨されている。そのため、神奈川県が実施した入札において落札決定した者と市との間で随意契約により契約を締結するもの

2 契約名 令和7年度教育用タブレット端末等購入

3 納入場所 市内全小学校ほか

4 納入期限 令和7年9月30日

5 購入機器の概要

i P a d	
OS	i P a d OS
カメラ	インカメラ及びアウトカメラの両方を装備していること。
W i - F i 通信機能	I E E E 8 0 2 . 1 1 a / b / g / n / a c / a x に準拠した無線LAN機能を内蔵すること。
バッテリー	8時間以上の駆動時間を有すること。
カバー	
形態	本体カバー及びスタンド機能を兼ねるもの
強度	米軍調達基準（M I L - S T D - 8 1 0）が示す耐久性に準拠した落下保護検証がされていること。

海教総収第 112 号
令和 7 年 5 月 22 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



物品の取得に関し意見を求めることについて

このことについて、物品の取得に関し、異論はありません。

議案第 13 号

海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について、議決を求める。

令和7年5月28日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

教育長が行った行政処分に対する審査請求先を明確にするため

海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

1 概 要

当規則では、「不服申立てに関すること。」は教育長への委任事項から除外されており、教育長が行った行政処分に対する審査請求先が不明確であったが、文部科学省初等中等教育課から教育長が行った行政処分に対して、審査請求を請求する場合の宛先は教育長となる旨の通知（平成30年3月28日付け）があったことから、教育長が行った行政処分に対する審査請求先を明確にするため、当規則の一部改正を行う。

2 改正内容

別添改正文及び新旧対照表のとおり

3 施行日

公布の日

4 今度の予定

令和 7 年 5 月 28 日 5 月定例教育委員会において審議

同年 6 月 4 日 政策会議に報告

同月 25 日 最高経営会議に報告

海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を
改正する規則

海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第16号中「不服申立て」を「審査請求（教育長に委任された行政処分に係るものを除く。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）

新	旧
(趣旨) 第1条 この規則は、海老名市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づく委任、代理等について必要な事項を定める。（教育長に委任する事務） 第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。 (2) 委員会が定める規則等の制定又は改廃に関すること。 (3) 学校その他の教育機関の設置、廃止、位置変更及び名称変更に関すること。 (4) 委員会事務局及び学校その他教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。 (5) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。 (6) 教育予算その他の議会の議決を経るべき案についての意見の申出に関すること。 (7) 県費負担教職員の任免その他の進退についての内申に関すること。 (8) 県費負担教職員の分限及び懲戒についての内申に関すること。 (9) 県費負担教職員の人事、服務の監督及び研修の一般方針に関すること。 (10) 学齢児童及び生徒の就学すべき学校の区域の設定又は変更に関すること。 (11) 教科用図書の採択に関すること。 (12) 非常勤特別職の職員の任免、委嘱及び解職に関すること。 (13) 1件20,000,000円以上の教育財産の取得申出に関すること。 (14) 附属機関に対する諮問、答申及び建議の処理に関すること。 (15) 奨学生並びに奨学金の給付の決定、廃止及び返還の減免に関すること。 (16) 訴訟、審査請求（教育長に委任された行政処分に係るものを除く。）、請願及び陳情に関すること。	(趣旨) 第1条 この規則は、海老名市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づく委任、代理等について必要な事項を定める。（教育長に委任する事務） 第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。 (2) 委員会が定める規則等の制定又は改廃に関すること。 (3) 学校その他の教育機関の設置、廃止、位置変更及び名称変更に関すること。 (4) 委員会事務局及び学校その他教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。 (5) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。 (6) 教育予算その他の議会の議決を経るべき案についての意見の申出に関すること。 (7) 県費負担教職員の任免その他の進退についての内申に関すること。 (8) 県費負担教職員の分限及び懲戒についての内申に関すること。 (9) 県費負担教職員の人事、服務の監督及び研修の一般方針に関すること。 (10) 学齢児童及び生徒の就学すべき学校の区域の設定又は変更に関すること。 (11) 教科用図書の採択に関すること。 (12) 非常勤特別職の職員の任免、委嘱及び解職に関すること。 (13) 1件20,000,000円以上の教育財産の取得申出に関すること。 (14) 附属機関に対する諮問、答申及び建議の処理に関すること。 (15) 奨学生並びに奨学金の給付の決定、廃止及び返還の減免に関すること。 (16) 訴訟、不服申立て、請願及び陳情に関すること。

(教育長の臨時代理) 第3条 教育長は、前条各号に掲げる事項の処理について、急施その他やむを得ない事情があるとき又はあらかじめ委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。 2 教育長は、前項の規定により事務を臨時に代理したときは、次の委員会の会議に報告しなければならない。 (重要又は異例な事項の処理) 第4条 教育長は、第2条の規定にかかわらず、委任された事務について、重要又は異例な事態が生じたときは、次の委員会の会議にこれを報告しなければならない。	(教育長の臨時代理) 第3条 教育長は、前条各号に掲げる事項の処理について、急施その他やむを得ない事情があるとき又はあらかじめ委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。 2 教育長は、前項の規定により事務を臨時に代理したときは、次の委員会の会議に報告しなければならない。 (重要又は異例な事項の処理) 第4条 教育長は、第2条の規定にかかわらず、委任された事務について、重要又は異例な事態が生じたときは、次の委員会の会議にこれを報告しなければならない。
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 14 号

海老名市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

海老名市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、議決を求める。

令和7年5月28日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

引用条文及び字句の修正を行うため

海老名市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

1 概 要

引用条文及び字句の修正を行うため、当規程の一部改正を行う。

2 改正内容

別添改正文及び新旧対照表のとおり

3 施行日

公布の日

4 今度の予定

令和 7 年 5 月 28 日 5 月定例教育委員会において審議

同年 6 月 4 日 政策会議に報告

同月 25 日 最高経営会議に報告

海老名市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

海老名市教育委員会事務決裁規程（昭和４９年教委訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第９号中「所長」を「所長等」に、「第４条第１項」を「第３条第１項」に、「教育機関」を「機関」に改め、同項第１０号中「係長」を「係長等」に、「係長を行う者」を「係長及び室長」に改める。

第４条及び第８条中「係長」を「係長等」に改める。

第９条第２項中「第１３条及び第１４条」を「第１２条第４項及び第６項」に改める。

別表第２中「所長」を「所長等」に改める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

新	旧
(趣旨) 第1条 この訓令は、別に定めるものを除き、教育長の権限に属する事務決裁その他の事務処理について必要な事項を定める。 (用語の意義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 決裁 教育長の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することという。 (2) 専決 あらかじめ認められた範囲内で教育長の責任において、常時教育長に代わって決裁することという。 (3) 決定 決裁に至るまでの手続過程において、その意思を決定することという。 (4) 代決 決裁責任者又は前号の決定を行う者（以下「決定者」という。）が不在のとき、決裁責任者又は決定者に代わって決裁又は決定することという。 (5) 不在 決裁責任者又は決定者が、出張その他の理由により決裁又は決定できない状態にあることという。 (6) 部長 海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則（昭和46年教委規則第2号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する部長をいう。 (7) 次長 規則第2条第1項に規定する次長をいう。 (8) 課長 規則第2条第1項に規定する課長をいう。 (9) 所長等 規則第3条第1項に規定する 機関の長をいう。 (10) 係長等 規則第2条第1項に規定する係長及び室長をいう。 2 前項各号に掲げる用語のほか、職については、規則の例による。 (専決及び代決の効力) 第3条 この訓令に基づいてなされた専決及び代決は、教育長の決裁と同一の効力を有するものとする。 (決裁の順序) 第4条 事務は、原則として係長等の意思決定を受けた後、順次直属上司の決定、関係部課等の合議を経て、決裁責任者の決裁を受けなければならない。 (教育長が不在のときの代決) 第5条 教育長の決裁を受けるべき事項について、教育長が不在であるときは、部長	(趣旨) 第1条 この訓令は、別に定めるものを除き、教育長の権限に属する事務決裁その他の事務処理について必要な事項を定める。 (用語の意義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 決裁 教育長の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することという。 (2) 専決 あらかじめ認められた範囲内で教育長の責任において、常時教育長に代わって決裁することという。 (3) 決定 決裁に至るまでの手続過程において、その意思を決定することという。 (4) 代決 決裁責任者又は前号の決定を行う者（以下「決定者」という。）が不在のとき、決裁責任者又は決定者に代わって決裁又は決定することという。 (5) 不在 決裁責任者又は決定者が、出張その他の理由により決裁又は決定できない状態にあることという。 (6) 部長 海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則（昭和46年教委規則第2号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する部長をいう。 (7) 次長 規則第2条第1項に規定する次長をいう。 (8) 課長 規則第2条第1項に規定する課長をいう。 (9) 所長 規則第4条第1項に規定する教育機関の長をいう。 (10) 係長 規則第2条第1項に規定する係長を行う者をいう。 2 前項各号に掲げる用語のほか、職については、規則の例による。 (専決及び代決の効力) 第3条 この訓令に基づいてなされた専決及び代決は、教育長の決裁と同一の効力を有するものとする。 (決裁の順序) 第4条 事務は、原則として係長の意思決定を受けた後、順次直属上司の決定、関係部課等の合議を経て、決裁責任者の決裁を受けなければならない。 (教育長が不在のときの代決) 第5条 教育長の決裁を受けるべき事項について、教育長が不在であるときは、部長

がその事項の代決をする。 2 前項の場合において、部長も不在であるときは、次長が、次長も不在のときは、主管課長が代決することができる。 (部長が不在のときの代決) 第6条 部長の専決又は決定事項について、部長が不在であるときは、次長が代決することができる。 2 前項の場合において、次長も不在であるときは、主管課長が代決をすることができる。 (次長が不在のときの代決) 第7条 次長の専決又は決定事項について、次長が不在のときは、主管課長が代決をすることができる。 (課長が不在のときの代決) 第8条 課長の専決又は決定事項について、課長が不在のときは、その事項に係る事務を主管する係長等 (課に課長補佐が置かれているときは課長補佐) が代決をすることができる。 (代決のできる事項) 第9条 第5条から第7条までに規定する代決は、あらかじめ指示を受けた事項及び至急処理しなければならないものに限り行うことができる。 2 前条、第12条第4項及び第6項に規定する代決は、あらかじめ指示を受けた事項及び至急処理しなければならないもので、輕易な事項に限り行うことができる。 (専決後の報告) 第10条 専決者が、専決した場合において必要と認めるときは、その専決した事項を上司に報告する等、組織運営の円滑を図るため適切な措置をとらなければならない。 (部長、次長、課長及び所長の専決事項) 第11条 部長、次長及び課長の専決事項は、別表第1に定める共通の専決の区分に属する事項とする。 2 所長の専決事項は、別表第1に定める共通の事項のうち決裁者が主管課長であるもの及び別表第2に定める事務とする。 (理事等の専決及び代決) 第12条 理事の職にある職員は、命令を受けた特定事務についての専決及び第5条第1項の場合において、部長が不在であるときの代決をすることができる。 2 担当部長の職にある職員は命令を受けた特定事務について部長が専決できる事項	がその事項の代決をする。 2 前項の場合において、部長も不在であるときは、次長が、次長も不在のときは、主管課長が代決することができる。 (部長が不在のときの代決) 第6条 部長の専決又は決定事項について、部長が不在であるときは、次長が代決をすることができる。 2 前項の場合において、次長も不在であるときは、主管課長が代決をすることができる。 (次長が不在のときの代決) 第7条 次長の専決又は決定事項について、次長が不在のときは、主管課長が代決をすることができる。 (課長が不在のときの代決) 第8条 課長の専決又は決定事項について、課長が不在のときは、その事項に係る事務を主管する係長 (課に課長補佐が置かれているときは課長補佐) が代決をすることができる。 (代決のできる事項) 第9条 第5条から第7条までに規定する代決は、あらかじめ指示を受けた事項及び至急処理しなければならないものに限り行うことができる。 2 前条、第13条及び第14条に規定する代決は、あらかじめ指示を受けた事項及び至急処理しなければならないもので、輕易な事項に限り行うことができる。 (専決後の報告) 第10条 専決者が、専決した場合において必要と認めるときは、その専決した事項を上司に報告する等、組織運営の円滑を図るため適切な措置をとらなければならない。 (部長、次長、課長及び所長の専決事項) 第11条 部長、次長及び課長の専決事項は、別表第1に定める共通の専決の区分に属する事項とする。 2 所長の専決事項は、別表第1に定める共通の事項のうち決裁者が主管課長であるもの及び別表第2に定める事務とする。 (理事等の専決及び代決) 第12条 理事の職にある職員は、命令を受けた特定事務についての専決及び第5条第1項の場合において、部長が不在であるときの代決をすることができる。 2 担当部長の職にある職員は命令を受けた特定事務について部長が専決できる事項
---	---

に相当する事項を専決することができる。

3 専任参事の職にある職員は、命令を受けた特定事務について部長が専決できる事項に相当する事務を専決することができる。

4 参事の職にある職員は、命令を受けた特定事務の専決及び部長の専決事項とされる事務についての代決をすることができる。

5 担当課長の職にある職員は、命令を受けた特定事務について課長が専決できる事項に相当する事務を専決することができる。

6 主幹の職にある職員は、命令を受けた特定事務の専決及び課長の専決事項とされている事務についての代決をすることができる。

7 副主幹の職にある職員は、命令を受けた特定事務及び課長の専決事項とされている事務について代決することができる。

8 主査の職にある職員は、命令を受けた特定事務及び課長の専決事項とされている事務について代決することができる。

(類推による専決)

第13条 この訓令に専決事項として定められていない事項であっても、事務内容により専決することが適当と認められるものは、この訓令に準じて専決することができる。

(専決の制限)

第14条 第11条から前条までの規定にかかわらず、特命のあった事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規な事項又は疑義のある事項については上司の決裁を受けなければならない。

別表第1 略

別表第2

所長等の専決事項	
1	定例的な通知、報告、申請、照会及び回答の処理
2	施設及び物品の管理
3	施設及び物品の使用許可

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

に相当する事項を専決することができる。

3 専任参事の職にある職員は、命令を受けた特定事務について部長が専決できる事項に相当する事務を専決することができる。

4 参事の職にある職員は、命令を受けた特定事務の専決及び部長の専決事項とされる事務についての代決をすることができる。

5 担当課長の職にある職員は、命令を受けた特定事務について課長が専決できる事項に相当する事務を専決することができる。

6 主幹の職にある職員は、命令を受けた特定事務の専決及び課長の専決事項とされている事務についての代決をすることができる。

7 副主幹の職にある職員は、命令を受けた特定事務及び課長の専決事項とされている事務について代決することができる。

8 主査の職にある職員は、命令を受けた特定事務及び課長の専決事項とされている事務について代決することができる。

(類推による専決)

第13条 この訓令に専決事項として定められていない事項であっても、事務内容により専決することが適当と認められるものは、この訓令に準じて専決することができる。

(専決の制限)

第14条 第11条から前条までの規定にかかわらず、特命のあった事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規な事項又は疑義のある事項については上司の決裁を受けなければならない。

別表第1 略

別表第2

所長の専決事項	
1	定例的な通知、報告、申請、照会及び回答の処理
2	施設及び物品の管理
3	施設及び物品の使用許可

議案第 15 号

海老名市文化財保護審議会への諮問について

海老名市文化財保護審議会への諮問について、議決を求める。

令和7年5月28日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

海老名市文化財保護条例第5条に基づく海老名市指定重要文化財の指定について、同条例第28条第3項の規定に基づき、海老名市文化財保護審議会へ諮問を行うため

海老名市文化財保護審議会への諮問について

1 概要

海老名市文化財保護条例第5条に基づく海老名市指定重要文化財の指定について、同条例第28条第3項の規定に基づき、海老名市文化財保護審議会へ諮問を行いたいことから、議決を求める。

2 諮問理由

海老名市域の祭囃子は、現在17地区に伝承されており、その成立は、最も古い地区で江戸時代代にさかのぼる。昭和初期に12～14地区の祭礼等で囃子の奉納や披露がされていたが、太平洋戦争開戦頃にほぼすべての地域で中断した。昭和50年前後に多くの地区で再開・復活し、昭和52年に海老名市はやし保存連絡協議会が発足した。以降、新たに発足した地区も加わり、協議会として市民まつり（旧ふるさとまつり）への参加や、新春はやし叩き初め大会の開催などを通じ、各地区のはやし連の活動を促進し、郷土の民俗芸能として継承している。

しかしながら、少子化や、新型コロナウイルス感染症による社会的影響などにより、祭囃子の後継者が減少しつつあり、貴重な地域の民俗芸能である「海老名の祭囃子」の保存と継承のための措置が必要と認める。このことから、海老名市指定重要無形民俗文化財として指定するとともに「海老名市はやし保存連絡協議会」を保持団体として認定したいため。

3 諮問文書案

別紙のとおり

4 指定重要文化財候補

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 名 称 | 海老名の祭囃子 |
| (2) 区 分 | 指定重要無形民俗文化財 |
| (3) 保持団体 | 海老名市はやし保存連絡協議会
会長 大塚真樹 |

●根拠条例（抜粋）

○海老名市文化財保護条例

（文化財の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）文化財 有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（略）

（4）民俗文化財 次に掲げるものをいう。

ア 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能又は民俗技術で、生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「無形民俗文化財」という。）

イ 無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「有形民俗文化財」という。）

（略）

（指定）

第5条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財（法又は神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けたものを除く。）のうち、市の歴史及び文化を知る上で重要であり、市にとって歴史上、芸術上、学術上又は観賞上価値が高いものその他教育委員会が特に重要と認めるものを次に掲げる海老名市指定重要文化財（以下「市指定重要文化財」という。）に指定することができる。

（略）

（3）海老名市指定重要無形民俗文化財 第2条第4号アに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定重要無形民俗文化財」という。）

（略）

3 教育委員会は、市指定重要無形文化財及び市指定重要無形民俗文化財（以下「市指定重要無形文化財等」という。）を指定するに当たっては、当該文化財の保持者又は保持団体（無形文化財又は無形民俗文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下「保持者等」という。）を認定しなければならない。

4 前項の規定により市指定重要無形文化財等の保持者等を認定するときは、あらかじめ認定しようとする無形文化財又は無形民俗文化財の保持者等（保持団体にあつては、その代表者）の同意を得なければならない。

（略）

（設置等）

第28条 文化財の適切な保存及び活用を図るため、法第190条第1項の規定に基づき教育委員会に海老名市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

3 教育委員会は、次に掲げる事項について、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

（略）

（2）市指定重要文化財の指定及びその解除

（3）市指定重要無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者等の認定及びその解除

（略）

(案)

令和7年 月 日

海老名市文化財保護審議会会長殿

海老名市教育委員会

海老名市指定重要文化財の指定について（諮問）

海老名市文化財保護条例（平成31年3月28日海老名市条例第8号）第5条に基づく海老名市指定重要文化財の指定について、同条例第28条第3項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1. 諮問事項

海老名市指定重要無形民俗文化財の指定及び保持団体の認定について

2. 諮問の理由

海老名市域の祭囃子の成立は、最も古い地区で江戸時代にさかのぼり、太平洋戦争開戦頃に中断したが、その後再開・復活し、昭和52年に海老名市はやし保存連絡協議会が発足した。以降協議会として市民まつり（旧ふるさとまつり）への参加や、新春はやし叩き初め大会の開催などを通じ、各地区の各地区のはやし連の活動を促進し、郷土の民俗芸能として継承している。

しかしながら、地区により少子化や、新型コロナウイルス感染症による社会的影響などにより、祭囃子の叩き手や指導者が減少しつつあり、貴重な地域の民俗芸能である「海老名の祭囃子」の保存と継承のための措置が必要と認められる。このことから、海老名市指定重要無形民俗文化財として指定するとともに「海老名市はやし保存連絡協議会」を保持団体として認定したいため。

3. 海老名市指定重要文化財の候補

- (1) 名 称 海老名の祭囃子
- (2) 区 分 指定重要無形民俗文化財
- (3) 保持団体 海老名市はやし保存連絡協議会
会長 大塚真樹

海老名市はやし保存連絡協議会 市内単位はやし連

1	柏ヶ谷はやし保存会
2	上今泉はやし保存会
3	国分嚙子保存会
4	大谷はやし連
5	下今泉はやし保存会
6	上郷はやし連
7	河原口はやし連
8	中新田はやし連
9	中河内はやし連
10	杉久保はやし連
11	本郷下河内はやし連
12	本郷新宿はやし連
13	本郷上町はやし保存会
14	今里はやし保存会
15	社家はやし連
16	中野はやし保存会
17	門沢橋渋谷嚙子保存会

※休会中

※休会中

令和7年5月1日段階

議案第 16 号

令和7年度海老名市教育委員会非常勤特別職（海老名市文化財保護審議会委員）の委嘱について

令和7年度海老名市教育委員会非常勤特別職（海老名市文化財保護審議会委員）の委嘱について、議決を求める。

令和7年5月28日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由
任期満了に伴い、非常勤特別職を委嘱するため

令和7年度海老名市教育委員会非常勤特別職（海老名市文化財保護審議会委員）の委嘱について

1 概要

任期満了に伴い、海老名市文化財保護審議会委員を委嘱したい。

2 文化財保護審議会委員について

文化財の保存及び活用に関する重要事項について委員会の諮問に答え、また意見を具申し、このために必要な調査研究を行う。

3 委嘱期間

令和7年6月1日から令和9年5月31日まで

4 委嘱する者

氏名	委嘱等内容	備考
いのうえ やすし 井上 泰	継続	【分野】 古文書 【所属】 相模原市立公文書館

5 名簿

別紙のとおり

海老名市文化財保護審議会委員・専門委員委嘱者等名簿

文化財保護審議会委員

氏 名	分野	委嘱期間	備 考
はまだ ひろあき 浜田 弘明	博物館学 人文地理学	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	桜美林大学教授
かたやま ひょうえい 片山 兵衛	郷土史 アジア近代史	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	長春師範大学客員教授 元神奈川立高等学校教諭、元海老名市社会教育指導員
やまもと つとむ 山本 勉	美術史 彫刻史	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	鎌倉国宝館館長、清泉女子大学名誉教授、 東京国立博物館名誉館員
えびさわ もな 海老澤 模奈人	建築史	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	東京工芸大学教授、海老名市都市計画審議会委員
あおき たかし 青木 敬	考古学	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	國學院大學文学部教授
いのうえ やすし 井上 泰	古文書	令和7年6月1日 ～ 令和9年5月31日	相模原市立公文書館職員
たかひさ まい 高久 舞	民俗学	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	帝京大学 文学部日本文化科学 講師 國學院大學 文学部日本文学科 兼任講師

文化財保護審議会専門委員

氏 名	分野	委嘱期間	備 考
かとう ひとみ 加藤 仁美	都市計画 景観	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	元海老名市景観審議会委員
ながさわ かや 長沢 可也	CG・ マルチメディア コンテンツ	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	湘南工科大学工学部名誉教授
かの 陽子 鹿野 陽子	造園	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	岐阜県立国際園芸アカデミー客員教授

議案第 17 号

令和7年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について

令和7年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について、議決を求める。

令和7年5月28日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

海老名市奨学生を選考するにあたり、海老名市奨学生選考委員会の意見を奨学生の決定に反映させたいため

令和 7 年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について

(1) 趣旨

海老名市奨学生を選考するにあたり、海老名市奨学金条例（昭和43年条例第24号）第6条の規定により、海老名市奨学生選考委員会に諮問したい。

(2) 諮問文書

別紙 1 のとおり

※ 別紙文書のほか、面接結果等を添付して諮問する。

(3) 過去の奨学生選考実績と本年度の申請状況

別紙 2 のとおり

(4) 経過及びスケジュール

令和 7 年 5 月上旬～24日	奨学生申請者面接
同月 28 日	定例教育委員会 諮問の決定
同年 6 月上旬	所得要件最終確認
同月 16 日	海老名市奨学生選考委員会へ諮問 海老名市奨学生選考委員会開催・答申
同月 26 日	定例教育委員会 海老名市奨学生の決定

〈参考〉海老名市奨学金条例（抜粋）

（給付の申請）

第 5 条 奨学金の給付を希望する者は、教育委員会に申請しなければならない。

（奨学生の決定）

第 6 条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは当該申請について、奨学生選考委員会に諮問し、その答申により奨学生を審査決定する。

(案)

海就支発第 号
令和 7 年 月 日

海老名市奨学生選考委員会 委員長 殿

海老名市教育委員会

令和 7 年度海老名市奨学生の選考について（諮問）

令和 7 年度海老名市奨学生を選考したいので、海老名市奨学金条例第 6 条の規定により、別紙資料を添えて意見を求めます。

過去の奨学生選考実績と本年度の申請状況

令和 7 年度

学年	申請	申請内訳	
1	18	新規	18
		継続	
2	22	新規	4
		継続	18
3	25	新規	1
		継続	24
4 (定時制)	0	新規	0
		継続	0
計		65	

令和 6 年度

学年	申請	申請内訳		決定	不採用
1	31	新規	31	29	2
		継続			
2	29	新規	1	1	0
		継続	28	26	2
3	14	新規	3	3	0
		継続	11	11	0
4 (定時制)	0	新規	0	0	0
		継続	0	0	0
計		74		70	4

※1名は辞退

令和 5 年度

学年	申請	申請内訳		決定	不採用
1	45	新規	45	35	10
		継続			
2	19	新規	4	4	0
		継続	15	12	3
3	23	新規	4	4	0
		継続	19	15	4
4 (定時制)	1	新規	0	0	0
		継続	1	0	1
計		88		70	18

- (1) 学校教育法に規定する高等学校・中等教育学校の後期課程、高等専門学校・専修学校（第3学年まで）に在学する生徒の夢や目標の実現に資するため、勉学、文化芸術、スポーツ、その他の活動に励むことが経済的に困難なものに対し、その負担軽減を図ります。

※経済的状況は、生活保護認定基準の1.4倍

※生活保護受給者は対象外

- (2) 支給額は年額80,000円で返済の必要はありません。
- (3) 今年度の申し込み人数は65名で昨年度と比較すると9名の減
※新規申請は23名で、うち18名が1年生の申請
- (4) 5月14日～下旬にかけて、指導主事による面接を実施いたしました。
- (5) 6月に課税状況から所得要件の最終確認を行います。
- (6) 給付決定者には身元保証人（市内在住の成年者）の保証書を求めます。

令和7年度
海老名市奨学生選考委員会委員名簿

委嘱期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日

No.	氏 名	所 属	備 考
1	ひらい あつこ 平井 敦子	民生委員児童委員	
2	わだ なみよ 和田 波代	上星小学校長	小学校長代表 【R 6 年度】 和田 修二
3	すぎやま ひろたか 梶山 博考	海老名中学校長	
4	くぼたに ゆみこ 久保谷 由美子	有馬中学校長	
5	えんどう かずよし 遠藤 一義	海西中学校長	
6	こみや ようこ 小宮 洋子	柏ヶ谷中学校長	
7	こばやし たけのり 小林 丈記	大谷中学校長	
8	やまかわ いさむ 山川 勇	今泉中学校長	
9	ふじわら たかこ 藤原 敬子	神奈川県立 有馬高等学校長	高校代表

議案第 18 号

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について、議決を求める。

令和7年5月28日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

めぐみ町を現在の今泉小・中学校の通学区域から海老名小・中学校の通学区域に変更する所要の改正を行うため

「海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則」の一部改正について

学校の通学区域を定めている「海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則」について、通学区域の変更を目的に所要の改正を行う必要が生じたため、上程するものです。

1 対象となる学校

海老名小学校、今泉小学校、有鹿小学校、海老名中学校、海西中学校、今泉中学校

※海老名中学校は当該住所に関する通学区域の表記が「海老名小学校通学区域」、となるため、改正の必要はありません。

2 改正内容

別添改正文のとおり

3 その他

在校生は通学区域変更後も卒業までは本人の希望が無い限り指定校は変更しません。

令和 7 年度は施行前のため、指定校変更等については現行の通学区域を基準とします

（めぐみ町の居住者が海老名小中への転校を希望する場合、「学区境」以外の指定校変更の理由が必要です）。

有鹿小学校、海西中学校の変更地域は鉄道設備（線路及び駅舎）及び公共施設のみのため、児童・生徒数に影響はありません。

4 施行日

令和 7 年 1 2 月 1 日

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成２年教委規則第５号）の一部を次のように改正する。

別表第１ 小学校通学区域の表海老名小学校の項中

「	国分寺台１丁目２番の一部、３番の一部	を
「	国分寺台１丁目２番の一部、３番の一部 めぐみ町	に改め、同表有鹿小学
		」

校の項中

「	めぐみ町１番、６番、７番	を削り、同表今泉小学
		」

校の項中

「	めぐみ町２番から５番まで	を削る。
		」

別表第１ 中学校通学区域の表海西中学校の項中

「	めぐみ町１番、６番、７番	を削り、同表今泉中
		」

学校の項中

「

めぐみ町 2 番から 5 番まで

を削る。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の別表第 1 の規定は、この規則の施行の日以後に行う就学すべき市立の小学校又は中学校についての指定について適用し、同日前に行った就学すべき市立の小学校又は中学校についての指定については、なお従前の例による。

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成2年教委規則第5号）新旧対照表

新		旧	
本則・附則 略		本則・附則 略	
別表第1 小学校通学区域		別表第1 小学校通学区域	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
海老名小学校	中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 中央四丁目 1 番から13番まで、14番の一部、15番、16番の一部 中央五丁目 国分南一丁目 国分南二丁目 1 番から15番まで、17番から51番まで 国分南三丁目 国分南四丁目 国分北一丁目 1 番 望地一丁目 望地二丁目 勝頼 1 番から10番まで、173番地から197番地まで、200番地から235番地まで 国分寺台 1丁目 2 番の一部、3 番の一部 めぐみ町	海老名小学校	中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 中央四丁目 1 番から13番まで、14番の一部、15番、16番の一部 中央五丁目 国分南一丁目 国分南二丁目 1 番から15番まで、17番から51番まで 国分南三丁目 国分南四丁目 国分北一丁目 1 番 望地一丁目 望地二丁目 勝頼 1 番から10番まで、173番地から197番地まで、200番地から235番地まで 国分寺台 1丁目 2 番の一部、3 番の一部 めぐみ町
柏ヶ谷小学校の項 略	略	柏ヶ谷小学校の項 略	略
有鹿小学校	河原口一丁目 1 番から25番まで、27番 河原口二丁目 河原口三丁目 河原口四丁目 河原口五丁目 河原口六丁目 河原口872番地 上郷一丁目 上郷381番地から473番地まで、675番地から765番地まで、790番地から878番地まで、937番地から951番地まで めぐみ町 1 番、6 番、7 番	有鹿小学校	河原口一丁目 1 番から25番まで、27番 河原口二丁目 河原口三丁目 河原口四丁目 河原口五丁目 河原口六丁目 河原口872番地 上郷一丁目 上郷381番地から473番地まで、675番地から765番地まで、790番地から878番地まで、937番地から951番地まで めぐみ町 1 番、6 番、7 番

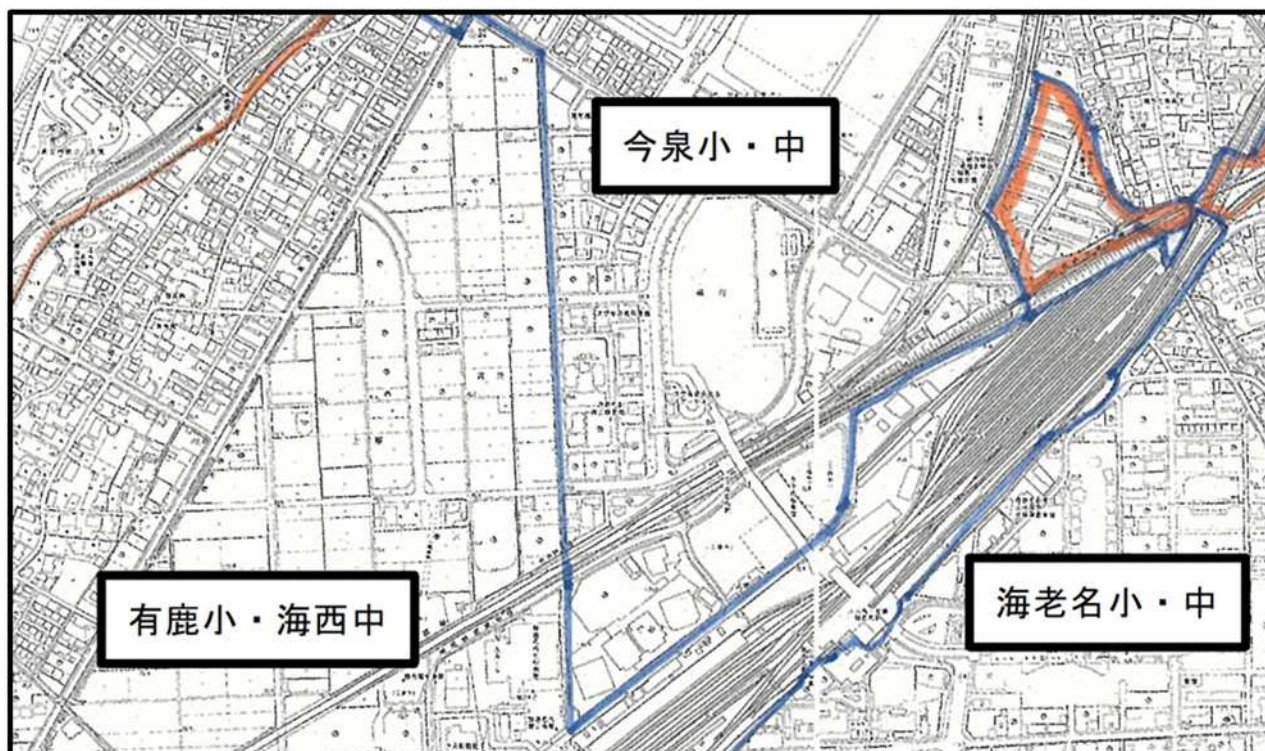
有馬小学校～杉久保小学校の項 略		有馬小学校～杉久保小学校の項 略	
今泉小学校		今泉小学校	
国分北一丁目 2番から41番まで 国分北二丁目 1番から 7番まで 上郷二丁目 上郷三丁目 上郷四丁目 扇町 <u>めぐみ町 2番から 5番まで</u> 下今泉一丁目 下今泉二丁目 下今泉三丁目 下今泉四丁目 下今泉五丁目 上今泉1633番地から2044番地まで 泉一丁目 泉二丁目		国分北一丁目 2番から41番まで 国分北二丁目 1番から 7番まで 上郷二丁目 上郷三丁目 上郷四丁目 扇町 <u>めぐみ町 2番から 5番まで</u> 下今泉一丁目 下今泉二丁目 下今泉三丁目 下今泉四丁目 下今泉五丁目 上今泉1633番地から2044番地まで 泉一丁目 泉二丁目	
杉本小学校の項 略		杉本小学校の項 略	
中学校通学区域		中学校通学区域	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
海老名中学校	海老名小学校通学区域 国分南二丁目16番 国分北一丁目 2番 国分北二丁目 国分北三丁目 1番から14番まで、23番、24番の一部、25番から39番まで 国分北四丁目17番	海老名中学校	海老名小学校通学区域 国分南二丁目16番 国分北一丁目 2番 国分北二丁目 国分北三丁目 1番から14番まで、23番、24番の一部、25番から39番まで 国分北四丁目17番
有馬中学校の項 略		有馬中学校の項 略	
海西中学校	有鹿小学校通学区域 中新田小学校通学区域 上郷一丁目 上郷二丁目 上郷三丁目 上郷381番地から473番地まで、675番地から765番地まで、790番地から878番地まで、937番地から951番地まで	海西中学校	有鹿小学校通学区域 中新田小学校通学区域 上郷一丁目 上郷二丁目 上郷三丁目 上郷381番地から473番地まで、675番地から765番地まで、790番地から878番地まで、937番地から951番地まで

	下今泉一丁目18番から27番まで		下今泉一丁目18番から27番まで <u>めぐみ町1番、6番、7番</u>
柏ヶ谷中学校及び大谷中学校の項 略		柏ヶ谷中学校及び大谷中学校の項 略	
今泉中学校	国分北一丁目 3番から41番まで 下今泉一丁目 1番から17番まで 下今泉二丁目 下今泉三丁目 下今泉四丁目 下今泉五丁目 上今泉一丁目 上今泉二丁目 上今泉三丁目 上今泉四丁目 上今泉五丁目 上今泉1633番地から2044番地まで 上郷四丁目 扇町 <u>めぐみ町2番から5番まで</u> 泉一丁目 泉二丁目	今泉中学校	国分北一丁目 3番から41番まで 下今泉一丁目 1番から17番まで 下今泉二丁目 下今泉三丁目 下今泉四丁目 下今泉五丁目 上今泉一丁目 上今泉二丁目 上今泉三丁目 上今泉四丁目 上今泉五丁目 上今泉1633番地から2044番地まで 上郷四丁目 扇町 <u>めぐみ町2番から5番まで</u> 泉一丁目 泉二丁目
	備考 街区番号の一部として指定したものにあっては、別に教育委員会が定める。		備考 街区番号の一部として指定したものにあっては、別に教育委員会が定める。
以下 略		以下 略	

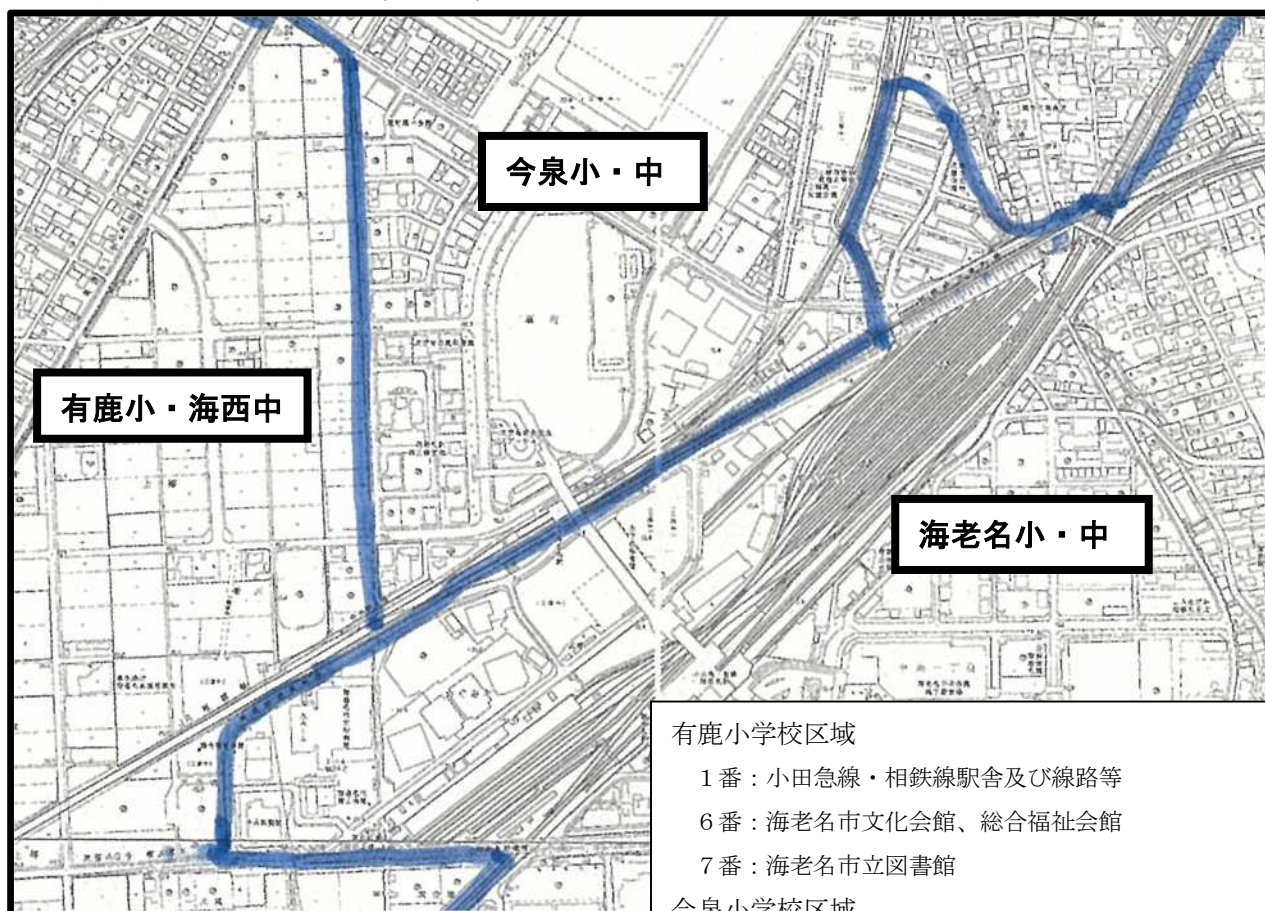
附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年12月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この規則による改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に行う就学すべき市立の小学校又は中学校については、なお従前の例による。
の小学校又は中学校については、この規則の施行の日以後に行う就学すべき市立の小学校又は中学校については、なお従前の例による。

変更前の通学区域



変更後の通学区域（予定）



有鹿小学校区域

- 1 番：小田急線・相鉄線駅舎及び線路等
- 6 番：海老名市文化会館、総合福祉会館
- 7 番：海老名市立図書館

今泉小学校区域

- 2 番：小田急本社、ビナガーデンズTERRACE
- 3 番：ビナガーデンズPERCH、駐車場など
- 4 番：駐車場
- 5 番：リーフィアタワー

議案第 19 号

個人情報開示請求の審査請求に対する個人情報保護審査会への諮問について

個人情報開示請求の審査請求に対する個人情報保護審査会への諮問について、議決を求める。

令和7年5月28日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

教育委員会が決定した個人情報開示について、請求人から審査請求があり、個人情報保護審査会に諮問を行うため